

様式第2号

碑石・形像類撤去申請書

令和 年 月 日

泉大津市長殿

(使用者) 住所

氏名

電話番号 () -

(工事施工業者) 住所

氏名

電話番号 () -

次のとおり碑石・形像類を撤去したいので申請します。

第 期			
使用場所	-	面積	1.76m ²
添付書類	誓約書・使用許可証		
摘 要	令和 年 月 日		

誓 約 書

今般、泉大津市公園墓地において碑石(墓石)等の工事の申請をいたしますが、附近の墓地使用者及びその他の者から、この工事等について苦情等の申出があった場合には、当方の責任において問題の解決に当たるとともに、この工事の施工については、管理者の指示に従うことを誓約いたします。

令和 年 月 日

墓地使用者 住 所

氏 名

工事施工者 住 所

氏 名

泉大津市長 殿

ご使用についての注意事項

1. 墓碑等建立する時のご注意

墓碑等を設置する場合は、次の基準に従い「碑石・形像類設置申請書」および「墓地使用許可証」を市民課に提出し、職員の指示に従って下さい。

(1) 墳墓、形像類の方向について

※「あ」～「せ」の区画については東向き(お墓の入口は東側とする)

※「そ」の区画については市の指導する向きとする

(2) 墳墓、形像類の建立は囲障の中心より6センチメートル以内とする。(土の部分に限ります。)

(3) 墳墓、形像類の高さは巻石表面より2メートル以内とする。

(4) 植栽は一切禁止する。

2. お骨を埋蔵する時は、必ず市民課に届け出て下さい。

3. 使用者の名義・住所等変わる場合は、必ず「墓地使用許可証」を持参して市民課に届け出て下さい。

4. 次の場合は使用許可の取消しとなります。

(1) 許可を受けた目的以外に墓地を使用したとき。

(2) 市長の許可なく使用権を譲渡し、又は転貸したとき。

(3) 他人に譲渡する目的をもって使用権を取得したと認めたとき。

5. 次の場合は使用権が消滅します。

(1) 使用者が死亡した日から5年を経過して承継の申請がなされないとき。

(2) 使用者が住所不明となり7年を経過したとき。

6. 墓地内での禁止事項

(1) 墓地を損傷し、又は汚損すること。

(2) 植物を採取し、又は損傷すること。

(3) 市長の許可なく工作物を設けること。

(4) 前号に掲げるもののほか、市長が禁止する事項。

7. 使用場所の返還

使用者の都合により使用権を返還したときは、条例の規定により既納の永代使用料及び管理料を還付する。

永代使用料	使用許可を受けてからの年数	還付金
	15年未満	100分の50
	15年以上30年未満	100分の30

(土・日・祝日・春秋のお彼岸は工事などは控えてください)